# 平安鎌倉時代に於ける

### 「ナヲバ– ―トイフ」と「― ートナヅク」について

木

恵

鈴

\rac{1}{\sqrt{1}}

一、地獄草紙の詞書に於ける「ナヲバ――トイフ」「――トナヅク」の併存状況

二、「ナヲバーートイフ」「――トナヅク」の意味用法

I 両表現の原義

Ⅱ 和文資料に於ける使用例

三、訓点資料に於ける意味用法の通時的検討

四、周辺資料に於ける使用状況――和化漢文資料・和漢混淆文資料――

# 地獄草紙の詞書に於ける「ナヲバ――トイフ」「――トナヅク」の併存状況

政時代末期、治承二年〈一一七八〉から建久三年〈一一九二〉までの間に成立したものと推定されている。 草紙の曹源寺本は、後白河法皇遺愛の「六道絵」一具の中の片割れとされており、絵画史・風俗史・書道史より推して、院 地獄草紙 の、安住院本・原家本(ボストン博物館蔵本を含む)・益田家本甲巻・同乙巻(松永記念館蔵本を含む)、並 び に 餓鬼

極めて類型化された表現(表現類型)を取っていることが判る。その一端は、詞書冒頭の第一・二文に於ける、(2) とれらの詞書に於ける表現の仕方は、諸本、或いは章段の別により、若干の相違が認められるのであるが、大局的には、

平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ――トイフ」と「――トナヅク」について

八九

(1)

また別所あり。

② また別所あり。名をば鉄釜所といふ。(ボストン博物館蔵本)

なをば屎糞所といふ。

(原家本工)

- (3) また、この地獄に別所あり。なをば火末虫といふ。(安住院本田)
- ④ また、この地獄に別所あり。なをば雲火霧処といふ。(同里)
- (6) 鉄囲山のあひだに地獄あり。なをば解身といふ。(局V)(5) 鉄囲山のあひだに地獄あり。なをば剝肉といふ。(益田家本甲巻IV)

るのみならず、冒頭の第一文に於いて、別所(小地獄)の存在を明示した事を承けて、「ここの名称は――と言うのである」 等の表現によっても知られる所である。就中、第二文に於ける「ナヲバ――トイフ」の表現は、右に共通して用いられてい の如く、その既存の名称を説明するという、重要な役割を担っている表現と考えられるのである。

⑦ また、この地獄に別所あり。鶏地獄となづく。(原家本以)

ところが、同時に、

- (8) 鉄囲山のあひだに、ひとつの地獄あり。鉄山となづく。(益田家本甲巻W)
- の如く、同じく第二文でありながら、「――トナヅク」という表現を採るものも存するのであり、その類例も尠くない。
- ⑤ あるいはまた、かはあり。熱沸河となづく。(安住院本Ⅳ)
- (1) 鬼あり。食水となづく。(曹源寺本餓鬼草紙工)
- (1) おにあり。焰口となづく。(同V)
- 12)かみに、天形星となづくるほしまします。(益田家本乙巻王)
- (3) 瞻部洲のあいだに、鐘馗となづくるものあり。(同17)

これらも亦、既に存在する所の別所(小地獄)・河・鬼等の名称を説明する場面とされることから、地獄草紙の詞書に於いて

は、 同様の場面に「ナヲバ――トイフ」「――トナヅク」の二つの表現が併存する状況が看取されるのである。

# 二、「ナヲバ――トイフ」「――トナヅク」の意味用法

#### I 両表現の原義

右 の現象は、一言語事象の問題に過ぎないかも知れないが、当代の言語の状況を考える上で、極めて重要な一事実とされ

る。そとで、先ず二・三の上代資料を分析することによって、その原義的意味用法を探ってみたい。

万葉集には、「ナヲバ――トイフ」の類は看取されないが、「ナヅク」は六例が拾われ、このうち四例が「――トナヅク」

である。

(4) 石花海跡 名付而有毛 (三一九)

(b) 大汝 少彦名能 神社者 名著始鶏目 (九六三)

(1) 難波乃海跡 名附家良思裳 (九七七)

(18) 故敷等伊布波 衣毛名豆気多理(四〇七八)

(19) とれらは、「名付」「名著」「名附」の表記にも見られるように、何れも「名を付ける」のであって、 此橘乎 等伎自久能 可久能木実等 名附家良之母 (四一一一) 用例(4)は、「石花(せ)

の海と名づけた湖も」、用例頃は、「難波の海と名づけたにちがいない」、用例頃は、「恋ふというのは、よくも名づけたもの

だ」の意である如く、ほぼ「命名する」の意と理解することができる。

用例的は、「贈物だと称して、噂をたてるだろうか」の如く、「称する」の意とされるが、多少のニュアンスの異なり

平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ――トイフ」と「――トナヅク」について

に過ぎないように思われる。

ハ――」「ナハ――トイフ」と言い、それぞれ〔名――〕(構文は多数例を以って示した、以下同)と〔名謂‥――・〕の構文で、 次に、古事記では、既に小林芳規博士が指摘されているように、僅かな例外とそあれ、既存の名称を説明する場合は、「ナ(3)

「名」字を以って表わされている。

20 天地初発之時、於二高天原一成神名、天之御中主神。(上43)

(2) 次、生...伊岐嶋。亦名謂...天比登都柱。(上空)

これに対して、新たに命名する場合は、「──トナヅク」「~(ヲナヅケテ──トイフ」と言い、〔号:·──·) と〔号:·~(r)

謂-------] の構文で、「号」字を以って表わされているようである。

② 亦云、以,其追斯伎斯,〈此三字以、音〉而、号,道敷大神。(上14)

23 故、号:其伊耶那美命、謂:黄-泉津大神。(上年)

尚、近年発見せられた、稲荷山古墳出土鉄剣の金象嵌の銘文は、「獲加多支鹵大王」や「辛亥年」の記述により、西暦四

古事記に於いては、「名」「号」字の用字によって、截然と訓法の区別が為されているのである。

(24) 七一年(或いは五三一年)の作成と比定されている。この銘文に於ける、 辛亥年七月中記 乎獲居臣 上祖名意富比垝 其児 (名脱ヵ) 多加利足尼 其児名弖已加利獲居 其児名多加披次獲居

の部分には、オホヒコよりヲワケに至る八代の系譜が記載されているが、何れも、古事記の用字法に通じる〔名——〕の構 其児名多沙鬼獲居 其児名半弖比 其児名加差披余 其児名乎獲居臣

文であって、恐らく「ナハ――」の如く訓まれたものと推測される。

たものと考えられ、その目的によって、明確に意味用法の異なる表現を使い分けていたことが窺われるのである。 ハ――トイフ」などと言い、これに対して新たに命名する場合は、「――トナヅク」「ナヅケテ――トイフ」などと言ってい 以上、調査し得た上代資料は僅かではあるが、もともと日本語に於いては、既存の名称を説明する場合は「ナハ――」「ナ(4)

手千眼陀羅尼経の訓点について」の中で、「名曰――」等の構文についても触れられ、「『名ヲバ~~トイフ』から『名ヅケ 名ヅク。』とよむようになった」とされ、二者の相違が訓読法の史的変化に基づくことを明らかにされた。その後、「国宝千 場より言及が為されている。門前氏は、「漢文訓読史上の一問題씞――『名ヲバ……トイフ』というよみかたについて――」 テー(トイフ』のどとき訓法の変化が見られるのは、特に们の場合(鈴木注-に於いて、「『名——。』等の文を平安時代初期の訓読では『名ヲバ——トイフ。』とよんでいたのが、後期ごろから『——ト ヅケテ――トイフ」は、新たに命名するものについて言うことを初めて明らかにされた。 て、「ナヲバ――トイフ」の類が、既に名称の定まっているものについて言うものであるのに対して、「――トナヅク」「ナ ように思われる」の如く、発展的見解を示された。又、中田博士は、門前氏の後論に先立ち、「日本霊異記訓読小考」に於い 意しなければならない。⑦の場合(鈴木注――命名的意味用法)は、どの時代でも『名ヅケテー(トイフ』と読み、変化はない ところで、この問題に関しては、先述の小林博士の他、夙に門前正彦氏、中田祝夫博士によって、主として漢文訓読の立 ――説明的意味用法)だけに限られていることに注

代の資料である地獄草紙の詞書には、「ナヲバ――トイフ」の表現が存するのであって、今後検討 すべき 問題は尠 くないよ 並みに「ナヅク」系の訓み方が為されるようになったという仮説に至るのである。しかし、実際には、冒頭に掲げた院政時 彼此勘合するに、もともと截然と意味用法が弁別されていたとれら二類の表現が、時代が降るに従って区別を失い、等し

そこで、本稿に於いては、

うである。

- 1 種々ヴァリエーションの存する表現・用字を、できるだけ原形に則して類型化する。
- 2、説明的意味用法(既存の名称を説明する)を表わす表現は「ナハ――」「ナヲバ――トイフ」、命名的意味用法(新たに命 名する)を表わす表現は「――トナヅク」「ナヅケテ――トイフ」の如く、二類四型に分類して、その一々の用例につい

平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ――トイフ」と「――トナヅク」について

て正用か否かを検討する。

3、漢文資料 ―-,〕型(但し、この二者は字序としては全く同一である、以下同)、「名」「号」等 に「曰」「云」等 が下接 する 構文 はB (訓点資料·和化漢文資料)については、更に、「名」「号」等が単独で用いられる構文はA 【名——】 〔名·

〔名曰:----〕型の如く、二類三型に分類して、主として構文と訓法との関係について検討する。

因、②院政鎌倉時代の周辺資料(和化漢文資料・和漢混淆文資料)に於ける使用状況、並びに、 バ――トイフ」「――トナヅク」の併存する要因、の二点を明らかにすることをその目的とした。 のような方法を以って、①訓点資料に於ける意味用法・構文・訓法の関係の史的展開、並びに、混用の 発生時期と その要 地獄草紙の詞書に於ける「ナヲ

漢文に特徴的とされる語彙・語法が随所に拾われるため、和化漢文資料として取り扱って差し支えないように思われる。(8) 記は、正格漢文的要素も強いのであるが、定訓化された助字、原因・理由を表わす「間」や、「然間」「者」などの、 とするものではないので、ひと先ずこの分類に従った。又、和化漢文資料に分類した観智院蔵注好選・醍醐寺蔵探要法花験 古本説話集・方丈記・宇治拾遺物語・古今著聞集・徒然草などに多少の問題があるかも知れないが、本稿はその峻別を目的 尚、今般調査した資料の、文体に基づく分類に関して、和文資料とした竹取物語・土左日記など、 和漢混淆文資料とした

#### Ⅱ 和文資料に於ける使用例

十六夜日記の、二十七資料を取り扱った。 として、とりかへばや物語・極楽願往生歌・詞花集・梁塵秘抄、鎌倉期資料として、新古今集・明恵上人歌集・うたたね て、和泉式部日記・紫式部日記・源氏物語・枕草子・狭衣物語・堤中納言物語・更級日記・篁物語・後拾遺集、 土左日記・伊勢物語・多武峯少将物語・落窪物語・平中物語・かげろふ日記・宇津保物語・大和物語、平安後期資料とし 点資料の検討に先立ち、 対蹠的とされる和文資料について概観する。資料は、平安中期資料として、竹取物語・古今集・ 院政期資料

その結果は、〈表1〉に示した如く、何れの表現も極く少数で、十一資料に於いて拾われるに過ぎなかった。

、表1〉 和文に於ける用法

六夜日	恵上人歌	古 今	梁塵秘抄	拾遺	草	和物		窪物	古今集	竹取物語	料	i /	用
1						2				1	正	ナヲバー	說
							(2)				混	ートイフ	明
	5		2	5	1	1*	1	1*	1	2	正		命
											混	トナヅク	
		1	•	1					1		正	ナヅケテー	
											混	トイフ	名

(注) 1. 古今集・後拾造集・新古今集の用例は、何れも序文

3. 落窪物語・大和物語の\*印は、それぞれ「ナヲツク」の様子する。 明恵上人改集の用例は、詞書中に4例、和畝中に1

「ナヲートツク」であることを示す。

と、上代語より既に存した「ナヅク」が漢文訓読語に取り入れられたこと、などを明らかにされたように、多分に漢文訓読 これは、築島裕博士が「平安時代の漢文訓読語につきての研究」の中で、「名詞+ヲバ」が漢文訓読語の言い方に多いこ(3)

語的な表現であるためと考えられる。大部な源氏物語に一つもその例を見ないのは、示唆的でさえある。

僅かな用例は、ほぼ正用と言うことができ、初期物語や勅撰和歌集の序文など、比較的漢文訓読語的要素の存する資料に

名をは、 さかきのみやつことなむいひける、 (竹取物語)

看取される。

鎌

(26)つはものともあまたくして山へのほりけるよりなむ、その山をふしの山とは名つけゝる、 同

(27)これよりさきの歌をあつめてなむ、万葉集となづけられたりける。 (古今集、仮名序)

(2) すべて干うたはた巻、名づけて古今和歌集といふ。(同)

只、宇津保物語の、

(29)十六といふ年二月に、かうぶりせさせ給て、名をばなかたゞといふ。(としかげ)

(30) 十六さいといふとしの五月五日に、たまひかりかゞやきたるおとこのいとおかしげなるをうみ給へり。 といふ。(たゞこそ) なをばたゞこそ

は「うみ給」うた後に、新たに命名したものと考えられる例であって、逆に「ナヅケテ――トイフ」とあるのが妥当のよう に思われる。しかし、和文資料にあっては極めて例外的なものとされる。 の二例は、一見正用の如く思われるが、何れも既存の名称を説明するものではなく、 むしろ「かうぶりせさせ給て」、或い

# 三、訓点資料に於ける意味用法の通時的検討

である。表中の、用例数の左に示したA・Bの符号は、先述の構文の型であって、両型が存するもののみ、その内訳数を示 して、意味用法・構文・訓法の因果関係と、その変容の過程とを考えてみることとした。その結果は〈表2〉に示した如く るととを裏付けるものであった。そとで、本節では訓点資料三十三資料を取り扱い、その用法を通時的に検討することを通 してある。総ての訓法と構文との関係は、 前節の和文資料に於ける検討結果は、「ナヲバー―トイフ」「ナヅケテ――トイフ」等の表現が、漢文訓読語系の表現であ

(説明的意味用法)

A (名——) 型

- 〇ナヲバ――-トイフ A (名――)型・B (名曰: ̄ーー)型
- (命名的意味用法)

〇ナヅケテ-----トイフ A (名---)型・B (名曰:-----)型

である。

尚、用例には、印刷の便を考えて、私に字体の改変や符号の省略を行った部分がある。

られるようになること、「ナハ――」は総でA〔名――〕型、「――トナヅク」は総てA〔名二――」 型の構文であるのに対 さと、比較的古い訓法を残存する、資料的特性とによるものと思われる。 るとB型の構文のみになることである。漢籍類に、混用例が全く見当らないことも注目されるが、これは一つに用例の少な して、「ナヲバ----トイフ」「ナヅケテ----トイフ」には、A (名---)型・B (名曰:----)型の何れもが存し、時代が降 トイフ」からは、時代が降るに従い、かなりの混用例(すなわち、「ナハ――」「ナヲバ――トイフ」と表現すべきもの)が見受け ク」「ナヅケテ――トイフ」と表現すべきもの)が全く拾われないのに対して、命名的意味用法の「――トナヅク」「ナヅケテ―― 全体を通覧して指摘されることは、説明的意味用法の「ナハ――」「ナヲバ――トイフ」に混用例(すなわち、「――トナヅ

以下、前記二点を基点として詳述する。

説明的意味用法を表わすA〔名――〕型の構文が、「ナヲバ――トイフ」と訓まれ易かったために、たまたまかかる 結果と るのであるが、この表現が、中途で全く消滅してしまっているとは考え難い。恐らく、表現自体は引き続き存したものの、 に拾われるととについて、一見A〔名——〕型の構文に於ける「ナヲバ——トイフ」が「ナハ——」に変化した如く思われ される。上代資料に多数存した「ナハ――」が、この時期より平安後期に至るまで見受けられず、却って院政期以降に僅か 先ず、平安初期資料に於いては、何れの表現もほぼ正用であることから、前代の状況からさしたる変化は無かったものと

九七

《表2》 訓点資料に於ける用法

究

		, and the second	.   /
(院政期) 龍光院蔵法 華 経 無 量 義 経 無 量 義 経	知题院 華義 平 縣 経 經 縣 華 義 疏		資料 用法 中本专员券汇圣 图
			正ナ
			混
BA B 7 1	A 3	1 1 1	A B A III 1 6 F F F F F F F F F F F F F F F F F F
			混 イ フ
A A A 52 13 6			A A A 50 4 1
A A 54 2	A A 3 22		A A 混 パンプログラ
B B B	106	101 1 1	3A A E デッップ タイプ A E デック タイプ A E データ アプラ
B B B	i	A 2	湿トイスフ

。 天理本 文	o 天理本古 文	。 秦 中	0 正安本 文	0 醍醐寺本	0 高山寺本	0高山寺本 史	o 高山寺本	o 天理本 白氏文	(鎌倉期)	石山寺蔵西	八字文殊儀	法隆寺本慈 恩	0神田本 白	前田本 寛		0 管見記紙背
	尚			論			論	民文		域	殊儀	恩	白氏文	冥 報	恩	文
選	書	吟	選	語	子	記	語	集		記	. 軌	伝	集	記	伝	選
		A					Α			A				A		
		1					4			1				1		
				_												
						В				В						
						1				1						
			A			A	A			Α		A	A	A	A	
			1			1	1			2		5	1	4	13	
										Α		A			A	
										11		15			34	
В		В	В		В	В				В	В	В	В	В	В	
1		1	1		2	3				1	1	4	2	3	3	
										В	·	В			В	
										3		1			1	

3. 「ナヲバ──トイフ」「ナヅケテ──トイフ」に於いて、A型の構文が存するものは──で囲んで示した。

注

2.

玄奘法師表啓の\*印は、「ナヅケテイハク――」であることを示す。

の印を付した資料は漢籍、その他は仏書である。

なって表われたのではないだろうか。

ところで、A〔名:——こ〕型の構文である「——トナヅク」の中には、

(31) 経四分律、乙巻⑦8) 尓の時に、世尊王舎城に在す。舎衛国に居士有(り)。頌達多と名ク。常に好(み)て孤窮セル 乞児に 給施す。(小川本願

鎌

〔於〕此ョリ東方に光明電王有リ。 阿掲多と名(づ)ク。 南方に光明電王有リ、 セティロ反設羝階と名(づ)ク。 西方に光明電王有リ、

(32) 主多光と名(づ)ク。 北方に光明電王有リ、蘇多末尼と名(づ)ク。(西大寺本金光明最勝王経、巻七56)

(33) 善女天、時に長者子の妻ありキ。 水蔵と名(づけ)キ。 同, 巻九294 名をば水肩蔵といひキ。其の二(り)の子有リキ、一のをば〔名〕 水満と、二(の)をば

(34)昔の時に大国有(り)キ。国王をば大車と名(づけ)キ。王子をば勇猛と名(づけ)き。

(同、巻十180)

(35) 又、善男子、過去に国有(り)き。 般遮羅と名き。(東大寺蔵地蔵十輪経、巻三215

平安中期以降の資料に於いても、僅かながらも同様の事例が存することを考慮しなければならないように思われる。 の如く、既存の名称を説明する場面に於いて「――トナヅク」を用いた、混用と思しきものも若干例見受けられる。 平安初期資料とは言え、必ずしも十二分に文意を汲んだ施点が行われるとは限らないことが判るのであるが、 同時に、 これ よっ

は、A〔名——〕型の構文は、更に命名的意味用法を表わす「——トナヅク」と訓まれ易かったとも考えられる訳であって、 られる。但し、「――トナヅク」に混用例が拾われるのに対して「ナヲバ――トイフ」にそれが全く見られないというとと 「シカレドモ」と訓ずる例が散見することにも通じる現象で、多分に原漢文とその翻訳たる漢文訓読にかかわる問題と考え

順接・逆接双方の意味用法を表わす「然而」という連文に於いて、順接に訓むべき箇所であるにもかかわらず、

逆接の

高いとされるが、後者はB型を主としており、 尚、「ナヲバー―トイフ」「ナヅケテー―トイフ」の表現には、A・B両型の構文が存している。 A型は各資料一・二例に過ぎな 前者は未だA型の割合が

混用の萌芽らしきものは、既に平安初期より存したことが窺われるのである。

次に、平安中期に至ると、 中期末の加点とされる石山寺蔵佛説太子須陀拏経の如く、

36 山の上に道人有(リ)。阿周陀と名く。(別)

37 男をは耶利と名く。年七歳なり。 (21)

には、A 〔名——〕型の「ナヅケテ——トイフ」の混用例が見受けられる他、 全五例が悉く混用例という資料も見られるようになる。何れも既存の名称を説明するものである。又、石山寺蔵法華経玄賛

(38) 江淮より以南に虺を謂(ひ)て蝮と為。牙に毒有(り)。鼻の上に針有(り)。一は名(づけ)て反鼻蛇(といふ)。(巻三57)

(4) 復、〔有〕餓鬼あり。名(づけ)て食糞穢(といふ)。 (同題)

平安初期資料に於いては管見に入らず、又、前田本色葉字類抄・観智院本類聚名義抄の登載語からも看取されない、「名」 字を直接に「イフ」と訓ずる用例が十三例拾われる。これは、「ナヲバ――トイフ」「ナヅケテ――トイフ」の言い方にひか れたものと思われる。

(40)楞伽経に云(はく)、阿梨耶識をば空如来蔵と名(づく)。熏習の无漏の法を具足せるが故に、不空如来蔵と名へり。 巻

(4) 通俗文には木石に変怪するを魍魎と名へり。(巻六版)

代的要素が色濃いとされるのであるが、8~(40の如き用例が存することから、明らかに意味用法にかかわる混用が生じて 当資料は、「――トナヅク」の混用例が僅か一例であること、A型の「ナヅケテ――トイフ」が猶存することにより、前時 いることが窺い知られるのである。

うか。 従って、言わば本格的な混用は、十世紀中葉、遅くともその末期までには発生していたものと推定できるのではないだろ この混用は、A型の構文主導の混用で、都合四表現(「ナハーー」「ナヲバーートイフ」「ーートナヅク」「ナヅケテーートイフ」)

後二者(就中、「――トナヅク」)にひかれることにより、両意味用法の弁別が曖昧になったことを主要因として引き起された を使い分けていたA型の構文に於いて、説明的意味用法を表わす前二者が、圧倒的多数を占める、命名的意味用法を表わす ものであって、凡そ「ナヅク」系の表現が、説明的意味用法をも兼備する方向にあると言うことができる。「名」字を「イ

鍛

フ」と訓ずる例などは、初期に於ける混用の所産であろう。(エ)

台宗の学侶あたりから発ったものと思われる。 が石山内供淳祐所用の順暁和尚点であり、太子順陀拏経は天尓波留点(別流)であることから、恐らく、 その教学的背景は、特定する根拠に乏しいため、推定するに止めざるを得ないのが現状であるが、法華経玄賛のヲコト点 新興の真言宗・天

平安後期に於いては、 命名的意味用法を表わすA 〔名——〕型の「ナヅケテ——トイフ」が、 長保四年〈一〇〇二〉加点

(4) 恵といは〔於〕外に発(する)をイヒ、名(づけ)て経とす。の石山寺蔵法華義疏の、

の用例以降見られず、との表現はB〔名曰:——こ〕型に限られるようになり、更に、同じくA型で説明的意味用法を表わす

(序品末150

「ナヲバ――トイフ」も亦、後期末の龍光院蔵妙法蓮華経に於ける、

(43) の用例を最後に拾われなくなり、この表現がB型の構文にて占められるようになることが、顕著な事実として挙げられる。 其(の)本の字をは某といひ〔れは〕、我か名をは某甲といひき。 (巻二十十分)

これは、 以後の資料に於ける構文と訓法との関係に明らかであるように、各表現に於ける構文の省略化・固定化と、A(名

――】型の構文に於ける呼応形式(「イフ」に相当する漢字が無いにもかかわらず、「――トイフ」を呼応させるもの)の 消滅 とを意

味しており、字に即いた訓法への移行を物語っているのである。

あり、〈表2〉の結果からは具体的に察し得ないことではあるが、訓法の統一化の影響を蒙ることによって、その用例はむ く、同じくA型の「ナハ――」が、これより後に、説明的意味用法を表わす表現として新たに生じたものとは考え難いので しろ漸減しているのではないかと想像される。 換言すれば、A型の構文は、総じて「---トナヅク」に統一化される方向にあるものと考えられる。従って、 先述の如

又、平安後期末の南海寄帰内法伝の頃より、「ナヅケテ――トイフ」のB型の構文(この時期、当表現はB型のみである)に

る。 於ける混用例が、 これに伴い、同じB型の「ナヲバ――トイフ」の用例は、「ナハ――」と同様に、減少する傾向にあるものと思われる。 次下の如く看取されるようになり、A型の構文に於ける混用が、B型の構文にまで及んだことが 知られ

- (44) 諸――人佛に白シ、カハ、佛遂に其の稚―子の名 (づけ) て愛―児と曰ふを蔵シたまへり。 (南海寄帰内法伝、⑩21
- (45)其の菩薩をば名(づけ)て〔曰〕文殊師利王子、大威徳蔵法王子、 無憂蔵法王子、(中略) 荘厳菩薩、 (ひ) き。 (無量義経、62 大荘厳菩薩
- (46)(47)彼(の)佛法の中に、王有(り)て妙荘厳と名(づけ)き。其(の)王の夫人を名(づけ)て浄徳と曰(ひ)き。二(り)の子有(り) 時(に)〔於〕下方の多寶世尊の所従の菩薩、 名(づけ)て智積と曰ふ、多寶佛に白(さく)、(龍光院蔵妙法蓮華経、巻五③18)
- (48)中天竺|那爛陀寺(反) ニ到(リ)テ〔逢〕大法師ノ尸羅跋陀(反) ト名(後) (ツクル)ニ逢(ヒ)ヌ、(興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝、 (同、巻八個8)
- 「ナヅケテ――トイフ」の二表現が存するに過ぎなかったととや、「曰」字の不読例はあるものの、何れの表現も、 B型の構文に於ける混用の発生が、A型のそれよりも百年近く遅れるのは、B型の構文にはもともと「ナヲバ――トイフ」 即いた訓法を行い得ることに由来すると言うことができる。 ほぼ字に
- されるが、少なくとも鎌倉時代に於いては、「ナハ――」「ナヲバ――トイフ」の二表現が消滅するまでには到っていないよ ——--〕型の如く、構文と訓法との一往の固定化が為される中で、「ナヅク」系の表現が漸増して行く傾向にあるものと推察 院政時代以降の状況は、説明的意味用法に於いては、「ナハ――」がA(名――)型、「ナヲバ――トイフ」がB(名
- 訓点資料に於ける通時的検討を行って来た。この結果、 如上の平安中期に始まる混用は、 A型の構文に於いて、 説

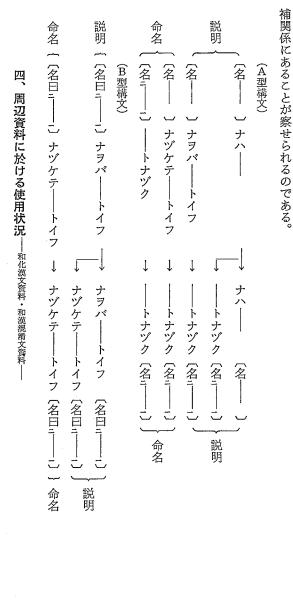
平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ――トイフ」と「――トナヅク」について

うである。

鎌

用法の弁別が曖昧になったことを主要因として引き起されたものであることが判った。そして、「ナヅク」系の表現が説明 明的意味用法を表わす表現が、多数を占める命名的意味用法を表わす表現(就中、「――トナヅク」)にひかれたために、意味 深まって行く状況を、大略明らかにし得たものと考える。 的意味用法をも兼備して行く中で、字に即いた訓法への移行を含む、構文・訓法の関係の省略化・固定化に伴って、混用が

又、意味用法・構文・訓法の関係に於ける変容は、次図の如くまとめられ、各意味用法に於ける構文・訓法の消長が、 相



右の訓点資料の検討結果より、院政鎌倉時代の「ナヲバ――トイフ」は、A〔名――〕型の構文であるものは総て「――

れるが、訓点資料は漢文を日本語で以って理解せんとした資料であって、これをそのままに敷衍することには多少の危惧が た。とれによって、地獄草紙の詞書に於ける「ナヲバ――トイフ」「――トナヅク」の併存状況は、ほぼ説明し得ると思わ トナヅク」(A (名:---) 型)に吸収されているものの、B (名曰:---) 型の構文には、少数ながらも猶存することが判っ

えてみたい。その際、和化漢文資料は恣意的な訓みを避けるため、訓点の施された九資料を選択した。和漢混淆文資料は、 そこで、次に同時代に於ける和化漢文資料・和漢混淆文資料の各表現の使用状況を検討することを通して、この問題を考

残る。

その結果は、〈表3〉〈表4〉に示した如くである。

二十二資料を取り扱った。

〈表3〉 和化漢文に於ける用法

前田本三宝絵	南无阿弥陀仏 作善集	(鎌倉期)	和泉往来	好	門		(院政期)	雲 州 往 来	(平安後期)	料	注	用
B 8				B 4	B 1					正	ナヲバ	説
_										混	ナヲバーートイフ	明
A 13		•		A 15		A 1				正		命
A 4				A 32						混	トナヅク	
B 6				B 1	В 3					正	(ナッケテー	
В 1				В 1						混	トイフ	名

平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ――トイフ」と「――トナヅク」について

鎌倉時代語研究

尾 張 国 解探要法花 験

文 記

В

7

A 5

А 3

В 3

В 4

																	1			ì
野惠上人行為	保元物	閉居	宇治拾遺物	平家物	方丈	異福寺蔵往 生 要	(鎌倉期)	西南院蔵往 生 要	中 · 外	三教指帰	打聞	古本説話	法華百座聞書	(院政期)	今 昔 物 語	(平安後期)	料料		用	198 > 7.7
状 語	語	友	語	語	記	集		集	抄	注	集	集	抄		集			ħ	Ė	1
	~~~								2					V-2010-	1		正	ナハ	説	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
																	混			1 3
2		1	6	9	1						5	1	8		207		正	ナヲバー		
			1									1			19		混	――トイフ	明	
6 4	2	2	5	22		17		1		1*	3		3	-	49*		Œ	――トナヅク	命	:
			1	3		4				1			2		2		混	ナヅク		
						6						1			7		正	(ナヅケテ-		
						8											混	―トイフ	名	

## 〈表4〉 和漢混淆文に於ける用法

徒	観智院	唐	畐	古	+	
然			句義釈	今 著	訓	関
	宝		聴隼	聞		紀
草	絵	語	記	集	抄	行 ——
				1	1	
	7	2	1*	7	1	
				1		
2	10		1	19	18*	<b>'</b> 3
	4		1	1		2
	7			1	2	
	1					

往 今昔物語集の\*印は、「ナヲ――トツク」12例を含む。 三教指帰注・光言句義釈聴集記の\*印は、それぞれ「ナヲツク」「ナニ――トイフ」であることを示す。 十訓抄の\*印は、「――トナヲツク」1例を含む

「ナヅケテ――トイフ」は〔号曰:'――:〕であることによっても窺われる所で ある。すなわち、表現と構文との関係は、取 を以って示した、以下同)、「ナヲバ――トイフ」は〔名曰:!――こ〕、命名的意味用法を表わす「――トナヅク」は〔名:!――こ〕、 古事記に於ける結果や、平安初期資料の日本霊異記が、 説明的意味用法を表わす「ナハ――」は〔名号――〕 (構文は多数例 たものであるから、もともと表現に見合った構文を採る傾向があることを考慮する必要がある。これは、先述の上代資料の り扱った資料に於いてはさしたる相違は看取されないのであって、これに関する訓点資料からの影響の存否は判断しかねる 和化漢文資料に於いては、「ナヲバ――トイフ」「ナヅケテ――トイフ」がB〔名曰ニ――〕型、「――トナヅク」がA〔名三 ·· ) 型であるように、同時期の訓点資料の様相と大同である。但し、和化漢文の場合、漢字を用いて日本語文を表現し

所がある。 しかし、それぞれの表現が表わす意味用法には、古事記・日本霊異記が総て正用であるのに対し、院政鎌倉時代の諸資料

昔舎衛国ニ王(反)有(リ) 都夫王(反)ト名ク 其ノ夫人四ノ王子(反)(ヲ) 生メリ。(観智院蔵注好選、上31ウ6) 名(づけ)て无-行と曰(ふ)。(醍醐寺蔵探要法花験記、上九話)

天-竺に一(りの)比丘有り、

究

鎌

容が行われたことは明らかである。その中には、 の如く、 命名的意味用法を表わすA・B両型の構文にかなりの混用例が拾われる点、訓点資料同様に、時代の推移に伴う変

(51) 此(ノ)王(ハ)当国(ノ)王也。父(ヲ)頻婆羅王(反)(ト)日(ヒ)母(ヲ)韋提希(ト)名(ヅク)。(注好選、中33ウ4)

(52) 汝命終 (ノ) 後尺迦 (ノ) 世 (ニ) 菩薩 (夏) (ト) 成 (リテ) 二 (ノ) 名(夏) (ヲ) 得 (ム) 一 (ヲ) 大弁才天(夏) (ト) 云 (ヒ) 二を堅牢 地神(反)(ト)名(ヅク)。(同、下26ウ2)

の如く、「――トナヅク」を「――トイフ」と同様に用いて既存(将来)の名称を説明するなど、特に「――トナヅク」の表 わす意味用法の幅の広がりが指摘できるようである。

本将門記に於いては 古事記に見られたような「名」「号」字の用字による訓法の区別は、この時期の資料には見当らないのであるが、 真福寺

(53) 弓師(反) 有(リ) 名ハ夷翌(反) ト日 (フ)(15)

(54) 将門名(ケテ)新皇(反)(ト)曰(フ)(経、楊守敬旧蔵本の付訓参照)

(55) 兼テ儀橋(反) ヲ以(テ)号(ケ)テ京ノ山埼(反)(ト)為

(56) 相馬 (紙背調、アオマ) ノ郡 (ノ) 大井ノ津 (反) ヲ以 (テ) 号 (ケテ) 京 (ノ) 大津(反) ト為ム(⑫)

が見受けられる。 の如く、 人物に関する説明・命名には「名」字、事物に関する命名には「号」字を用いるといった、対象による用字の区別

ず、説明的意味用法は「ナヲバーートイフ」、命名的意味用法は「――トナヅク」を主要表現としていることが窺われる。 れる。又、四表現が存するものの、「ナハ――」は二十二資料中四資料、「ナヅケテ――トイフ」は六資料に見られるに過ぎ 殊に、「ナヲバ 方、和漢混淆文資料に於いては、訓点資料・和化漢文資料に比して混用例が少なく、むしろその多くは正用であるとさ ---トイフ」は記述内容による所も大きいであろうが、意外に多く見受けられ、訓点資料とは対照的でさ

えある。和化漢文資料にも比較的多く拾われることから、「ナヲバ――トイフ」の表現自体は、かなり後まで存続すること

が予想される。

その混用例は、次下に掲げるように四資料に見られる。

(57) 今昔、睿桓上云フ聖人有ケリ。其ノ母、若ョリ、心、柔軟・正直ニシテ、人ヲ哀レビ生類ヲ悲ブ心深ケリ。 堅ク道心発バケレ、遂ニ

髪ヲ剃ァ尼ニ成ヌ、名ア釈妙ト云フ。(今昔物語集、巻十五4話)

(58) 然レバ、遂ニーノ堂ヲ造テ、等身ノ地蔵井ノ像ヲ造リ、安置シテ、其ノ寺ノ名ヲ清水寺上ムフ。(同、巻十七7話)

(59) さて見しりたる人いできて云やう、「あはれかれは上野の国におはする、ばとうぬしにこそいましけれ」といふを聞き

て、これが名をば、馬頭観音とぞいひける。(宇治拾遺物語、8話、古本説話集もほぼ同文)

(60) 大納言なる人の若君を、清水寺法師に養せけり。父もしらざりければ、母のさたにて、やしなはせけるに、乳母、法師 になして清水寺の寺僧になして、名をば大納言大別当とぞいひける。(古今著聞集、巻七畑話)

るべき所と考えられる。従って、従来既存の名称を説明する場合にのみ用いられた「ナヲバ――トイフ」は、言わば「新た る例外(用例200)を除外すれば、この時期の和漢混淆文資料に於ける特殊な意味用法とされる。しかし、用例の殆どは正 に命名した名称を説明する」場合にも用いられるようになったとも見做すことができる訳で、和文資料の宇津保物語に於け になして」後に「大納言大別当」と呼称したのであって、むしろ、新たな命名として「ナヅケテ――トイフ」にて表現され これらは、用例60が、「乳母が (若君を) 清水寺の寺僧にして、名前を大納言大別当と言った」の意に解される如く、「寺僧

「――トナヅク」の混用例は比較的多く、十資料に拾われる。

用とされることより、さほど広く行われた用法ではないように思われる。

(61) 問ラ宣ハク、「汝ヲバ誰トカ云ワ。」答ラ云ク、「吉祥ト名ツク。」(今昔物語集、巻一6話)

大臣、御子ヲ殺ガム為ニ毒ヲ「薬ゾト」名付テ令服メッル、(同、巻四3話

は、「ナヲバ――トイフ」との関連に於いて、その説明的意味用法を敷衍することによって起った如く考えられよう。 (63)いたもので、 かの山をさかひて、 毒を『薬です』と言って飲ませた」の如く解されるように、「――トナヅク」を「――トイフ」に近い意味で用 用例のが、「(菩薩が名前を問うたのに対して、吉祥は)『吉祥と言います』と答えた」、 既存か否かにかかわらず、名称全般を説明する用法と考えられる。先述の和化漢文資料にも通じるこの用法 ひがしを震旦といひ、南を天竺と名付、にしを橋といひ、北を胡国となづけたり。 用例62が、「大臣は御子を殺 (平家物語、 巻十)

二資料に拾われる「ナヅケテ――トイフ」の混用例は、

(64)阿弥陀如来応正遍知ノチチヲハ、月上転輪王トナツク。ソノハハヲハ、 奉事ノ弟子ヲハ無垢称トナツク。 (興福寺蔵往生要集、7ウ) ナツケテ殊勝妙顔トイフ。 コオ ハ 月明 トナ ッ

(65) 昔独ノ人有ヶ雪山ニ住ミキ 名付ヶ雪山童子ト云ブ(観智院本三宝絵、上巻26オ5)

る混用の状況を、 は、との本文が往生要集原漢文(訓点本か)を漢字片仮名交り文にて訓み下したものと目されることから、訓点資料に於け の如く、 に看取されることと何らかの関連があるかも知れないが、未だ詳かではない。 一般的な「ナヲバ――トイフ」との混用例である。このうち、興福寺蔵往生要集に混用例が多く見受けられるの そのままに反映しているためかと推察される。観智院本三宝絵の一例は、これが片仮名宣命体である上巻

漢文ではないことによって、その構文(A (名——) (名.1——.) 型·B (名曰.1——.) 型) の規制を受けずに、 既述の如く類似点も存する)に於ける状況とは異なるのであるが、とれは、 トイフ」に近い意味で用いられる、所謂混用例が散見することが判った。この結果は、訓点資料・和化漢文資料(後者には 意味用法を表わす「――トナヅク」との対立として把握され、 如上の和漢混淆文資料に於ける状況をまとめると、大局的には説明的意味用法を表わす「ナヲバ――トイフ」と、命名的 前者がほぼ正用例で占められるのに対して、後者には 和漢混淆文が漢文訓読語の影響を蒙りながらも、 ある程度独自の

言語位相を形成していることに基づくものと推察される。

含む)を全面的に利用したとは為し難い要素も存するのである。 響は尠くないものと思われる。しかしながら、両者の記述内容に一致が見られるのは、安住院本地獄草紙と往生要集の叫喚 時代の末頃からは、仮名本の往生要集も盛んに行われることに徴して、その流れの中で作成せられた地獄草紙に及ぼした影 フ」「――トナヅク」の併存状況が、先の和漢混淆文資料に於ける混用の状況に大略一致することから、往生要集 地獄に於ける二別所(火末虫・雲火霧)に過ぎず、又、地獄草紙の詞書に於ける、 のと考えられている。殊に、往生要集は、寛和元年〈九八五〉の成立以来王朝の僧俗に大きな思想的影響を与え、(2) ところで、 地獄草紙の詞書に見られる表現類型の成立には、往生要集・正法念処経の表現の仕方が大きく影響しているも 説明的意味用法を表わす「ナヲバ 為に平安 (訓点本を ートイ

ろうか。換言すれば、往生要集の利用が、かかる限定的な利用であったがために、地獄草紙の詞書に於ける「ナヲバ 法念処経・起世経・大乗蓮華宝達問答報応沙門経、等)を翻案したものと考える方が、より蓋然性が高いとされるのではないだ 構成と用語の選択を含めた表現類型と、当代一般に和漢混淆文資料に用いられた言語とを以って、 それぞれの出典資料 イフ」「――トナヅク」の併存状況が、和漢混淆文資料一般の様相を呈しているとも推測できるのである。 従って、地獄草紙の詞書は、むしろ、往生要集・正法念処経の表現の仕方を参考に供しつつも、 作者(複数か) 独自の、

- 1 福井利吉郎「蓮華王院宝蔵と六道絵巻」、文化九一六(昭和17年6月)。古谷稔「餓鬼・地獄・病草紙の詞書の書風」日本絵巻大成 (昭和52年、中央公論社)。
- 2 拙稿「地獄草紙に於ける『表現類型』について」、国語国文昭和59年11月号。
- 3 『日本思想大系、古事記』(昭和57年、岩波書店)。
- 土記・播磨国風土記・日本霊異記に若干認められるものの、例外も尠くなく、古事記の如き用字法が果たしてどれ程の範囲で行われ 表わす「-—トナヅク」「ナヅケテ——トイフ」は存するようである。しかし、「名」「号」字の用字による訓法の区別は、出雲国風 風土記や、平安初期資料の日本霊異記に於いても、説明的意味用法を表わす「ナハ――」「ナヲバー―トイフ」、命名的意味用法を

政鎌倉時代の和化漢文資料に於いても、右のような用字法は看取されない。 たものか定かでない。東大寺諷誦文稿では、「名」字を「――トナヅク」と訓ずる用例が拾われるのみである。 尚、後述の如く、 院

- (5) 訓点語と訓点資料(以下、訓誌と略称する)32(昭和4年2月)。
- (6) 『大坪併治教授退官記念国語史論集』(昭和51年、表現社)。
- (7) 注(6) 文献。
- 8 拙稿「原因・理由を表わす『間』の成立」、 小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(昭和42年、 国語学128 (昭和57年3月)。 東京大学出版会) の「研究資料の整理と検討」参照
- (9) 資料には、次下のものを用いた。

年、笠間書院)。大和物語――塚原鉄雄・曽田文雄『大和物語語彙索引』(昭和 50 年、笠間書院)。和泉式部日記 ――東節夫・塚原鉄 総索引(本文篇·索引篇)』(昭和56年、風間書房)。宇津保物語——宇津保物語研究会『宇津保物語(本文と索引)』(昭和48年·50 平中物語——曽田文雄『平中物語総索引』(昭和43年、初音書房)。かげろふ日記——佐伯梅友・伊牟田経久『改訂新版かげろふ日記 『古今集総索引』 総索引』(昭和47年、武蔵野書院)。新古今集—— 笠間書院)。 極楽願往生歌・明恵上人歌集 —— 山田巌・木村晟『極楽願往生歌・明恵上人歌集(本文と索引)』(昭和 52年、 引』(昭和31年、武蔵野書院)。 篁物語― 堤中納言物語· 枕冊子』)昭和28年 (49年、古典文庫)。狭衣物語 雄・前田欣吾『和泉式部日記絵索引』(昭和34年、武蔵野書院)。紫式部日記-少将物語(本文及び総索引)』(昭和47年、笠間書院)。落窪物語 科学研究所)。伊勢物語——大野晋・辛島稔子『伊勢物語総索引』(昭和47年、明治書院)。多武峯少将物語 竹取物語---上坂信男『九本対照竹取翁物語語彙索引(本文編・索引編)』(昭和55年、笠間書院)。古今集 ・渡辺輝道『後拾遺和歌集総索引』(昭和51年、清文堂)。とりかへばや物語――鈴木弘道『とりかへば や物語総索引』(昭和52年、 (昭和43年、嚴南堂書店)。源氏物語— ——鎌田廣夫『堤中納言物語総索引』(昭和41年、白帝社)。更級日記——東節夫・塚原鉄雄・前田欣吾『更級日記総索 淹沢貞夫『詞花集総索引』(昭和47年、明治書院)。梁塵秘抄 (昭和38年、明治書院)。土左日記——日本大学文理学部国文学研究室『土左日記総索引』(昭和42年、日本大学人文 -池田亀鑑『源氏物語大成』(昭和28年~(31年、中央公論社)。枕草子——田中重太郎『校本 --小久保崇明『篁物語(校本及び総索引)』(昭昭52年、笠間書院)。後拾遺集 ―滝沢貞夫『新古今集総索引』(昭和52年、明治書院)。うたたね――次田香澄・酒井 ——塚原鉄雄・秋本守英・神尾暢子『狭衣物語語彙索引』(昭和50年、笠間書院)。 松尾聰・江口正弘『落窪物語総索引』(昭和42年、明治書院)。 ——佐伯梅友·石井文夫·青島徹『紫式部日記用語 ——小林芳規·神作光一·王朝文学研究会『梁塵秘抄 —— 西下経一·滝沢貞夫 ——小久保崇明『多武峯 笠間書

笠間書院)。 憲二『うたゝね(本文および索引)』(昭和51年、笠間書院)。十六夜日記――江口正弘『十六夜日記(校本及び総索引)』 (昭和47年、

# (10) 昭和38年、東京大学出版会。

# (11) 資料には、次下のものを用いた。

併治「小川本願経四分律古点」同9(昭和33年1月)。西大寺本最勝王経――春日政治『西大寺本金光明最勝王経の国語学的研究』 呪心経-法華経玄賛・法華経疏・石山寺蔵西域記――中田祝夫『古点本の国語学的研究(訳文篇)』(昭和44年、勉誠社)。正倉院蔵十輪経・知 山田本方便品-尚書·荘子音義』(昭和57年、八木書店)。 和59年)。醍醐寺本論語—— 白氏文集・天理本文選 ――『天理図書館善本叢書、文選・趙志集・白氏文集』(昭和55年、八木書店)。高山寺本論語・高山寺本史記 法隆寺本慈恩伝 勉誠社)。管見記紙背文選――山崎誠「文選巻二宮内庁書陵部蔵管見記紙背(影印・翻刻並に解説)」 鎌倉時代語研究7(昭和59年5 大唐西域記巻十二併解読文」訓誌14 恩院蔵十輪経――中田祝夫『正倉院本地蔵十輪経巻五・七元慶点』(昭和 55年、 勉誠社)。 興聖寺蔵西域記 ――曽田文雄「興聖寺本 (昭和33年11月)。八字文殊儀軌――井上親雄「広島大学蔵八字文殊儀軌古点(本文・校異・訳文)」訓誌3 (昭和43年10月)。天理本 (昭和44年、勉誠社)。玄奘法師表啓——築島裕「知恩院蔵大唐三蔵玄奘法師表啓古点」訓誌4(昭和30年5月)。東大寺蔵十輪経・ (昭和29年4月)。太子須陀拏経——注(13)文献。護摩蜜記——小林芳規「西大寺蔵本護摩蜜記長元八年訓点の訓読文」同1。神 ─『高山寺資料叢書、高山寺古訓点資料第一』(昭和55年、東京大学出版会)。高山寺本荘子──『同、高山寺古訓点資料第二』(昭 興福寺本慈恩伝――築島裕『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝の国語学的研究(訳文篇)』(昭和40年、東京大学出版会)。前田本冥 小林芳規「猿投神社蔵正安本文選」訓誌14(昭和35年10月)・同16 -複製(昭和12年、前田育徳財団)。神田本白氏文集――太田次男・小林芳規『神田本白氏文集の研究』(昭和57年、勉誠社)。 --小林芳規「西大寺本不空羂索神呪心経寛徳点の研究(釈文と索引)」国語学33(昭和33年6月)。 南海寄帰内法伝・龍光院 小林芳規「仁和寺蔵秦中吟延慶二年書写加点本」同41(昭和45年6月)。天理本古文尚書——『天理図書館善本叢書、古文 ―大坪併治『訓点資料の研究』(昭和43年、風間書房)。無量義経――兜木正享・中田祝夫『無量義経古点』(昭和44年、 一築島裕・小林芳規 −築島裕「上野図書館蔵大慈恩寺三蔵法師伝巻第三古点」東京大学教養部人文科学科紀要〈漢文学・国文学〉V16 —小林芳規「醍醐寺蔵論語巻第七文永五年点」醍醐寺文化財研究所研究紀要2(昭和5年3月)。正安本文 「故山田嘉造氏蔵妙法蓮華経方便品古点釈文」訓誌7 (昭和31年8月)。小川本四分律 (昭和35年1月)・同15 (昭和36年1月)。弁中辺論 ——築島裕「聖語蔵弁中辺論天暦点」同1 (昭和36年4月)·同18 (同10月)·同21 (昭和37年4月)。

(12) 拙稿「『然而』をめぐって」、鎌倉時代語研究6(昭和58年5月)。

順接の意味用法に解される「為而」を「シカレドモ」と訓ずるものは、西大寺本金光明最勝王経・釈摩訶衍論承元二年点・大東急記 念文庫蔵論語などに存する。

- (3) 小林芳規・松本光隆・鈴木恵「石山寺蔵佛説太子須陀拏経平安中期点」訓誌7・72合 併号(昭和 59年 5 月)。仮名字体・仮名遣よ り、少なくとも天暦年間以降、長保年間に近い頃の加点と推定されている。
- (4)平安初期資料に於いては、小川本願経四分律に、
- 〇即(ち)抱(か)しめて舎に還(り)て、乳母を与(へ)て之を養(は)しむ。活命するを以(て)、即(ち)為(に)字(と)作(して)、[名]耆婆
- の如く、「名」字を不読として「イフ」を読添える用例が一例存するのみである。 童子といふ。王子(の)取りし所なるが故に、童子と名(く)。(甲巻203)
- とするのは難いようである。従って、「――トイフ」は、先述の如くやはり「ナヲバ――トイフ」「ナヅケテ――トイフ」の言い方に 「イフ」と訓ずるものが多数拾われなければならないのであるが、実際には法華経玄賛以外は全く見当らないのである。又、「――ト ナヅク」が三六一例(うち、正用三六〇例)存するのに対し、「----トイフ」は十三例に過ぎないことなどから、これを混用の要因 が要因となってA型の構文に於ける各表現の混用が生じた如く考えることもできる。只、しかりとすれば、その後「名」字を直接に ひかれて生じたと見るのが自然であろう。 「――トイフ」が説明的・命名的意味用法の何れをも表わし、しかも「ナヲバ――トイフ」と表現上近似することから、この存在
- R) 資料には、次下のものを用いた。

寺資料叢書、高山寺本古往来・表白集』(昭和52年、東京大学出版会)。真福寺本将門記――複製(大正13年、古典保存会)。 観智院 蔵注好選——『古代説話集注好選(原本影印并釈文)』(昭和58年、東京美術)。和泉往来——『京都大学国語国文資料叢書、和泉往来』 雲州往来――三保忠夫・サト子『雲州往来享禄本研究と総索引(本文・研究篇)』(昭和57年、和泉書院)。高山寺本古往来 要法花験記――馬淵和夫「探要法花験記(訳文)」醍醐寺文化財研究所研究紀要4(昭和57年3月)・同5(昭和58年3月)。 尾張国 臨川書店)。南无阿弥陀仏作善集──複製(昭和3年、真陽社)。前田本三宝絵──複製(昭和10年、前田育徳財団)。探

17) 資料には、次下のものを用いた。

解文——『新修稲沢市史』(昭和55年、新修稲沢市史編纂会事務局)。

-山田孝雄・忠雄・英雄・俊雄『日本古典文学大系、今昔物語集』(昭和49年~(50年、岩波書店)。 法華百座聞書抄

- 観智院本三宝絵-野書院)。明恵上人行状——『高山寺資料叢書、明恵上人資料第一』(昭和57年、東京大学出版会)。東関紀行——-江口正弘『東関紀 治・見野久幸『保元物語総索引』(昭和56年、武蔵野書院)。平治物語 —— 坂詰力治・見野久幸『平治物語総索引』(昭和54年、武蔵 書院)。平家物語 院蔵往生要集——財津永次「西南院蔵往生要集断簡」仏教芸術57(昭和40年3月)。 興福寺蔵往生要集 —— 鈴木一男「興福寺本往生 三教指帰注総索引及び研究』 **叢書、明恵上人資料第二』(昭和53年、東京大学出版会)。唐物語――池田利夫『唐物語(校本及び総索引)』(昭和50年、笠間書院)。** 古今著聞集——永積安明・島田勇雄『日本古典文学大系、古今著聞集』(昭和51年、岩波書店)。光言句義釈聴集記 ——『高山寺資料 行(本文及び総索引)』(昭和52年、熊本女子大学国語学研究室)。十訓抄――泉基博『十訓抄 (本文と索引)』(昭和57年、笠間書院)。 要集(1)②」南都仏教25(昭和45年10月)・同28 間書房)。打聞集— (昭和50年、清文堂)。閑居友――峰岸明・王朝文学研究会『閑居友(本文及び総索引)』(昭和49年、笠間書院)。保元物語― 小林芳規『法華百座聞書抄総索引』(昭和50年、武蔵野書院)。古本説話集——山内洋一郎『古本説話集総索引』(昭和56年、風 —-複製(昭和16年、古典保存会)。徒然草——時枝誠記『改訂版徒然草総索引』(昭和42年、至文堂)。 ―東辻保和『打聞集の研究と総索引』(昭和55年、清文堂)。三教指帰注 ―― 築島裕・小林芳規『中山法華経寺本 —笠栄治『平家物語総索引』(昭和48年、福岡教育大学)。宇治拾遺物語——境田四郎・他『宇治拾遺物語総索引』 (昭和55年、武蔵野書院)。中外抄――宮田裕行『校本中外抄とその研究』(昭和55年、笠間書院)。西南 (昭和47年6月)。方丈記——青木伶子『広本略本方丈記総索引』(昭和40年、武蔵野
- (18) この用法と、「名」字を直接に「イフ」と訓ずる用例が法華経玄賛に拾われたこととの間に、何らかの関連性が存するという考え 計であるが、むしろ「ナヲバ――トイフ」との関連に於いて、その説明的意味用法を敷衍することによって、「――トナヅク」のか 表わしているのに対して、和渙混淆文資料等の混用例は説明的意味用法を専らにすること、「――トナヅク」を「――トイフ」と同 も一往成り立つ。すなわち、平安中期以降の「――トナヅク」の混用例は、「――トイフ」の意で用いるとする見方である。しかし、 には命名的意味用法の主要表現であることなど、諸の反証が挙げられるのである。無論、両者間に全く関連が無いと断言するのは早 様に用いるならば、強いて「――トナヅク」を用いる必要がないにもかかわらず、依然としてこれを用いること、しかもこれが実際 との解釈にも亦、既に注(15)で述べた如き訓法の問題に絡んで、法華経玄賛の「――トイフ」が説明的・命名的意味用法の何れをも
- (9) 注(2)拙稿。 かる用法が起った如く理解できるのである。
- 20 文と訓法との関係が、かなり固定化されていることから、往生要集原漢文の構文の型を検討することも、訓法を類推する一助となる 往生要集の訓点本の利用については、現在未調査につき、後考に俟たざるを得ない。 しかし、 院政鎌倉時代に於ける訓点資料の構

究

— — 六

れ、殆どA型の構文であった。との時期、B型は「ナヲバ――トイフ」ともされるが、A型は「ナハ――」「――トナヅク」の何れ を見ると、総て説明的意味用法を表わすもので、A 〔名』――」〕型(或いは〔名——〕) が十八例、B 〔名曰』——〕 型が一例拾わ と思われる。そとで往生要集(花山信勝『原本校註漢和対照往生要集』昭和12年、小山書店)大文第一の「地獄」に於ける構文の型 する部分のみ、往生要集(特に訓点本)に依拠したとは考え難いのではないだろうか。 なるものと推察される。しかし、本稿に述べた如く、往生要集自体の利用は限定的であるのであって、別所(小地獄)の名称を説明 と訓じていた平安後期より前に加点された資料か、少なくとも当時の言語の状況をよく伝える資料であったと考える、一つの根拠と ある。しかるに、地獄草紙の詞書と往生要集とが共に掲げる二別所(先掲)に於いては、後者がA 型であるのに対して、前者では 福寺蔵往生要集(大文第十間答料簡)につき、原漢文との対照を行うと、意味用法の別を問わず、「――トナヅク」の二十例はA型、 かであって、「ナヲバ――トイフ」と訓まれることは恐らく無かったはずである。因みに、原漢文を訓み下したものと考えられる興 いは、興福寺蔵本の如きその訓み下し文)を直接に利用したものと仮定した場合、その資料が、A型の構文を「ナヲバ――トイフ」 「ナヲバ――トイフ」の表現が用いられている(用例③④)のである。との 検討結果は、地獄草紙の 詞書が、往生要集の 訓点本(或 「ナヅケテー―トイフ」の十四例はB型の構文に当るという結果であり、何れにせよ「ナヲバ――トイフ」とは訓まれていないので

稿を成したものである。席上、小林芳規先生・山内洋一郎氏から貴重な御教示を賜った。記して深謝申し上げる次第である。 本稿は、昭和五十九年八月、広島大学に於いて開催された、第九回鎌倉時代語研究会にて口頭発表したものに基づき、加筆して (昭和五十九年十月十日稿了)